東京都 食品安全情報サイト 食品衛生の窓 www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin

範囲が拡大(抜粋)】

「飲食店営業」の許可を受けた施

1つの許可業種で取り扱える食品の

ます。

② (立) (立) 施 設

▼「喫茶店営業」

は

「飲食店営業

に統合。

に統合。

発行

要。

「菓子製造業」の許可は不新たに「菓子製造業」の許可は不いる食は、飲食店が調理提供している食設で作ったケーキを販売する場合

⑤その他

④機械器具 ④機械器具

-般社団法人東京都食品衛生協会

業」を統合して「みそ又はしょう

「みそ製造業」と「しょうゆ製造

ゆ製造業」へ。

▼「あん類製造業」は「菓子製造業」

東京都渋谷区神宮前 2-6-1 ☎ 03-3404-0121

新しく設定された許可業種

▼漬物製造業(※)

水産製品製造業

冷凍食品製造業

複合型そうざい製造業

東食協ホームペ www.toshoku.or.jp

指導員だより

第 263 号

印刷物規格表 第1類印刷番号(2)71

6月1日から

新たな営業許

可と届出

営業許可制度の見直し

ていただくことになります。新たな許可と届出についてご紹介します。

業許可に該当しない営業を行う場合、営業の開始前にこの営業届出を提出し

が大きく異なっています。また、新たに

可制度」

「営業の届出制度」

平成30年6月1日、15年ぶりに食品衛生法が改正され、新たな「営業の許

が今年の6月1日から始まりした。

許可業種については、昭和47年以来の見直しになり、従来の制度と考え方

「営業の届出制度」が創設され、

営

る業種を統合したことにより、 毒のリスクや過去の発生状況などを踏 業種あった許可が32業種に見直しされ まえ、新たな許可業種が設定されまし た。また、原材料や製造工程が共通す 今回の食品衛生法の改正では、食中

用した「そうざい」についても、 らと併せて食肉又は食肉製品を使 た施設で、食肉製品に加え、これ 製造することが可能。 「食肉製品製造業」の許可を受け

新しい施設基準

通する基準」を遵守するのに加え、業 許可を得るには、改正された施設の基 種に応じた「第2 営業ごとの特定基 準を満たす必要があります。 わせて、施設の基準も改正されました。 施設の基準には「第1 今回改正された食品衛生法に基づく 今回の改正では、業種の見直しに合 各営業に共

制度において、営業許可が必要でした。

※)については、東京都独自の許可

▼密封包装食品製造業 など

複合型冷凍食品製造業

【原材料や製造工程が共通する業種を

統合(抜粋)】

する施設、ふぐを処理する施設につい のほか、生食用食肉の加工又は調理を 準」にも合致する必要があります。そ ては、それぞれ施設の基準が定められ ています。

【第1▽各営業に共通する基準】 共通基準は5つの項目に分かれてい

施設基準が定められています。 例)食肉販売業 個別の許可業種によっては、 ▼処理室を有すること。

例)魚介類販売業 ▼生食用鮮魚介類を取り扱う施設に あっては、生食用鮮魚介類の処理 をするための専用の器具を備える

常温で保存可能な食品の販売など、届業、運搬業、容器包装に入った長期間

なお、食品・添加物の輸入をする営

合は届出へ移行。

出が不要な業種もあります

.odokede_tebiki2021.pdf

基準が従来の施設の基準と異なってい

特に、従事者の流水式手洗い設備の

は不要。 合、新たに「飲食店営業」の許可 飲料を添えて施設内で提供する場 設で、客が購入した菓子やパンに | 菓子製造業」の許可を受けた施

いいます。

る例) ①既製品(そのまま喫食可能な食品) 供する営業(食品例…そうざい、 を開封、加温、盛り付け等して提 ハム、ソーセージ、スナック菓子、

缶詰、おでん等)

③米飯を炊飯、冷凍パン生地を焼成 ②半製品を簡易な最終調理(揚げる、 品例…唐揚げ、フライドポテト、焼く等)を行い提供する営業(食 する営業 ソフトクリーム等)

【第2▽営業ごとの特定基準 ④既製品(清涼飲料水、アルコー ジュース、コーヒー等の飲料を提 飲料等)及び既製品以外の自家製 (一部抜 要となる場合があります。

供する営業

毒のリスクが低いと考えられる一部のまた、従来の許可業種のうち、食中 業種も届出へ移行しました。

のうち包装品だけを扱っている場 「食肉販売業」と「魚介類販売業」 「乳類販売業」は許可から届出

個別の

(施設基準抜粋)

(例)菓子製造業

▼原材料の保管及び前処理並びに製

▼従業者の手指を洗浄消毒する装置 な個数有すること。なお、水栓は、 を備えた流水式手洗い設備を必要 る構造であること。 洗浄後の手指の再汚染が防止でき

を場所とする場合にあっては、作又は場所を有すること。なお、室品の製造、包装及び保管をする室

業区分に応じて区画されているこ

足踏み式、プッシュ式(一定時間経過 浄後の手指を汚染しない構造のことを -式、レバー式(肘で操作可能なもの)、 再汚染防止できる構造とは、センサ 自動で止水するもの)などの、洗

概要については、この手引も参考にご新しい許可の申請方法や施設基準の

覧ください。

食品関係営業許可申請の手引

(飲食店営業のうち簡易な営業で出 部が緩和されています。 「飲食店営業」のうち、「簡易な営業」 区画等の施設基準の https://www.fukushihoken.

metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/ kyoka_tebiki2021.pdf kyokatodokede/files/

は令和3年11月30日までに管轄の保健 始まっています。すで 所に届出することになります。 届出制度は、 令和3年6月1日から に営業中の場合

プ)に沿った衛生管理」に取り組む必 あります。 届出営業も「HA CCP (ハサッ

措置が取られています。

りました。この衛生管理の対象を把握 生管理」の取組が求められることにな して食品を取り扱う全ての営業者に

すでに営業許可を取得していた場合、

(包装品)」「食肉販売業 (包装品)」等、

届出があったとみなさ

れていることが

食品衛生法の改正により、

営業の届出制度の

創設

(注意)「乳類販売業

「魚介類販売業

「HACCP(ハサップ)に沿った衛

った営業についても、今後は届出が必

これまで保健所へ届出をしていなか

業の届出制度」が創設されました。 するための新たな仕組みとして、

を選任する必要があります。 ことになります。 生上の管理を行う「食品衛生責任者」 また、施設(店舗) において食品衛

もできます。 テムでオンラインにより提出すること 京都食品衛生の窓より (参考) 『食品関係営業 なお、営業届出は厚生労働省のシス 届出の手引』(東



経過措置期間について

ウイルス 寄生虫 化学物質

①病因物質別発生件数 期間 $1/1 \sim 6/15$ 件数 患者数 病因物質 ノロウイルス 46 12 カンピロバクター 21 黄色ブドウ球菌 1 ウエルシュ菌 1 112 腸管出血性大腸菌 3 アニサキス 18 18 3 次亜塩素酸ナトリウム 32 合計 215

東京都食中毒発生状況 速報

②原因	施設別発生化	牛数	
期間		1/1 ~ 6/15	
原因施設		件数	患者数
飲食店	一般	23	70
営業	仕出し	1	21
集団給食(要許可)		1	112
魚介類販売業		2	2
菓子製造業		1	6
	家庭 3		3
	不明	1	1
合計		32	215

令和3年5月31日現在

であっても、原則新規で許可を取得又 新規許可の申請を猶予するなどの経過 は届出をする必要があります。 が施行され、現在営業している営業者 ただし、営業者の業種等に応じて、 「の改正法では、新たな許可制

覧ください。 す。 基づく許可又は届出が必要になり に営業を開始する場合は経過措置の対 象とならず、 なお、令和3年6月1日以降に新た 経過措置の詳しい概要はこちらをご 営業開始までに新制度に

HACCPによる衛生管理のための 要があります。一般的な衛生管理や

衛生管理計画」を作

成し、

実施する

todokede_keikasoti.pdf *

*

kaisei/files/kyoka_

metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/ https://www.fukushihoken.

詳しい内容についてはお近くの保健所 る許可、届出が異なることがあります。 にご相談ください 行っている営業行為によって取得す

巡回活動記録簿の記入例

巡回 活動 記録簿					
祝 号 美	東食飯	店	営業者氏名	東食	太郎
お知らせ版配付	6 月	9月	12月	3月	
巡回指導月日	6月15日	9月10日	12月15日	3月12日	特記事項
整理・整頓・清掃	良・働	⑩・朱	⑩・未	⑩・朱	
点検表の記載状況	⑩・未	良・働	① · 未	良・❸	
検 便	变 肠(8 月) ·	未 実 施		
賠 償 保 険	加入 未加入				
殺 虫 消 毒	殺 虫 (実産	i 8 月)・	殺 そ (実施	(0月)	

※良・未の記載は、良=できている 未=不十分 ※検便は実施・未実施のどちらかに○をつけ、 実施の際は実施月を記入します。 ※賠償保険欄は加入・未加入のどちらかに○を ※殺虫・殺そ欄は実施されている場合は実施月を

ずみ族、

と。」と明記されています。

つけてください。

営業者氏名」を記入してください。 野記録簿欄 紙の配付から…

配付をお願いします。 紙「食品衛生責任者お知らせ版」 担当施設を巡回する際には、

担当施設を巡回する前に、 ②担当施設名等の記入 際は○を記入してください .載できるようになっています。 活動記録簿は15施設分が の上段部分に「屋号・ 巡回活

等の確認 ⑥食品衛生管理ファイル記載状況 のいずれかに○をしてください。 ている)・未(不十分または未実施)

指導員の皆様には、担当施設の巡回指導を通じて、協会員の食品衛生の更なる向上が図られるようお願果を挙げています。今後もこれらの活動を通じて、更なる自主管理の向上にご協力ください。食品衛生自治指導員(以下「指導員」という)による巡回指導活動は、自主管理体制の確立に大きな成

⑤**整理・整頓・清掃の確認** 行った月日を記載してください。 せ版」の配付日及び巡回指導 情報紙「食品衛生責任者お知 ④**巡回指導月日の記載** 『食品衛生法施行条例に基 「食品衛生責任者お知ら

食品及びその原材料などの情報に

食品等事業者 販売などの

|施件数を記載欄に記入してくだ現場簡易検査を実施した際は、

各種講習会等に参加

講習会等参加状況

巡回活動記録簿の記

いたします。

り、「施設やその周辺を毎日清掃準」」(以下、「措置基準」)によく「公衆衛生上講ずべき措置の基 と規定されています。これは、食支障のないよう清潔に保つこと。」 常に整理整頓に努め、 衛生上 良・未のいずれかに○をしてくだ良・未のいずれかに○をしてくだっただき、記載状況について、 指導時に食品衛生管理ファイルのが重要事項となっています。巡回り、衛生状態を日々記録することり、衛生状態を日々記録すること関する記録の作成と保存に努めな ていただき、記載状況について、活用状況及び記載内容の確認をし

らも重要な事項となっています。中毒予防や異物混入防止の観点か

指導員自身の感覚で、良(でき

個人の衛生管理を行う上で基本⑦検便実施の確認 のために重要な事項となっていま となる検便の実施は、「 防止と食品衛生の自主管理確立 ル」などにおいても、 「大量調理施設衛生管理マニュ 「措置基準」 食中毒発

際には、

認の上、指導員部長または管轄総 回活動記録簿欄の記載内容をご確

合事務所までご返却ください

実施した際には該当月をカッコ内れかに○をしてください。なお、を確認の上、実施・未実施のいず に記入してください。 巡回した施設での検便実施状況

か未加入か、いずれかに○をして対策としての保険に加入している 済すると同時に、食品事故の賠償 食中毒事故をはじめ、製品によ **⑧賠償保険加入状況の確認** ください。 る欠陥で被害を受けた消費者を救 措置基準により、「施設内の激虫・殺鼠の実施状況の確認

的に調査し、その発生を認めたと その実施記録を1年間保存するこ きは、直ちに駆除作業を実施し、 2、その、実施月を記入してくだ殺虫・殺鼠の作業が行われた時 昆虫等の生息状況を定期を準により、「施設内のね 教育用ビデオが完成

「トリ・ア・エズ やってみよう ハサップはじめの一歩」



衛生監視員が制作委員を務めた食食品衛生行政の第一線で働く食品へ至子市・町田市・区の保健所等東京都より制作委託を受け、都・東京都より制作委託を受け、都・ 順を分かりやすく解説。 品衛生教育用ビデオが完成しまし

デックスHACCPの7原則12手今回制作したビデオは、コー 『トリ・ア・エズ やってみよう! タイトル

飛行士と鳥型ロボット きたのは、ハサップに突如宇宙船が着陸。中 見て、よく分らず困 エズ」。飛行士とトリは 食堂のチエさんとケ 同約20分)。 ハサップ は はじめの一

ーたハン 原で説 :: 歩めサさチ則 、明分 しょうというしょうというかのはじめのはじめのはじめのはじめのはじめのがある。 のとイラストかりやすい

版物にある

 \downarrow

ウンロードして頂き、ご記入の上、品衛生教育用ビデオ申込書」をダ

衛生教育部指導課までご連

衛生

Ò

かりやすいいかりやすいいかりでしんがあるがい。 会の案内が だ詳しい宇宙ーから降りて ていると、 「トリ・ア・ ・繁体字)・韓国語の日本語・英語・中国た、多言語対応の取り

→「食品衛生教育用ビデオ」→「食脚物のご案内」→「有料出版物」にある「衛生教育事業」内の「出 物のご案内」→「有料出版物ある「衛生教育事業」内の「ご希望の方は協会ホームペー 内の「出 徹底をお願いいたします。中毒予防の3原則「つけない」・「ふのおしている」の周知がイント」を合わせて配布し、食

〜食中毒を防 消費者庁

のぐために~

するときの

収

のます。各中国語(簡明の字幕表

成

のリー

~食中毒を防ぐために~ テイクアウト等を利用するときの 夏は食中毒の発生しやすい ◆ 購入後は 長時間持ち歩かない! 持ち帰ったら すぐに食べる!

再加熱は中心まで しっかり加熱!

食べる前には **しっかり手洗い!**

【食中毒予防の3原則】 ふやさない やっつける

街頭相談所や消費者懇談会で活 用されるパネル(写真右上下)と、 消費者庁が作成したリーフレッ ト(写真上)

特記事項欄について

れた際は、対応方法等を記入して 未加入等の項目にチェックが付さ確認項目において、未・未実施・巡回活動を行った際の記録簿の ください。

記載いたしました。巡回指導の際最終頁に食品取扱いの3原則を にご活用下さい。

「巡回活動記録簿」の 回収にご協力を

で回収させていただきます。 で開催される指導員会や理事会等 録簿」を令和3年度に各地域食協 の回収にご協力ください 2020年度版「巡回活動記録簿」 2020年度版の「巡回活動 講習会等参加状況・巡せていただきます。返却

に留意点をまとめたリーフレットイクアウトをはじめる飲食店向け感染症対策の一環として新たにテ昨年度は新型コロナウイルス すく、解説したパネルを作成しまアウト利用時の注意点をわかりや今年度は、消費者向けにテイク を作成して注意喚起を行いまし

啓発をよろしくお願いいたしま活用いただき、消費者等への普及街頭相談・消費者懇談会等で御 レット テイクアウト等を利用 また、

テイクアウトは お早めに召し上がれ

街頭相談用パネルが 完成しました

テイクアウトはお早めに召し上がれ



